

議案第 37 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

上記議案を提出します。

平成 28 年 6 月 7 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

和解及び損害賠償額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 和解及び損害賠償の相手方

A

2 事故の概要

平成27年7月19日、中尾城公園内の公園施設（スパイラルスライダー）でAが遊戯中、出口手前の直線付近で速度が上がったため、Aが速度を下げようとスパイラルスライダー側面に左足を押し当て、左足を骨折した。

3 和解の内容

上記2の事故で負傷した相手方（A）に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、長与町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

4,031,110円